

# 地域森林計画（案）並びに同変更（案）に対する意見等

令和6年12月19日

福島県森林計画課

## 「地域森林計画樹立及び変更（案）に対する意見等」

- 1 森林法第6条第2項に基づく意見の申し立て及びうつくしま県民意見公募（パブリック・コメント）の結果
  - (1) 縦覧及び意見募集期間 令和6年10月22日～11月21日（31日間）
  - (2) 意見の要旨及びその処理案 意見はありませんでした。
- 2 関係市町村長 意見はありませんでした。
- 3 関東森林管理局長 意見はありませんでした。
- 4 東北経済産業局長 別紙1のとおり（1件）
- 5 県の関係部局 意見はありませんでした。
- 6 森林審議会委員からの事前意見 別紙2のとおり（3件）

### 【参考】根拠法令等

森林法 第6条 [略]

- 2 [略]当該地域森林計画の案に意見がある者は、[略]知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。
- 3 [略]知事は、[略]当該地域森林計画の案について、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- [略]国有林があるときは、[略]併せて関係森林管理局長の意見を聴かなければならない。

森林計画制度の運用について（平成3年7月25日付け 3林野計第294号）

別紙1 IV 森林計画に関する本法の運用と、多面にわたる他の行政分野との調整に関し、以下の点に留意されたい。（略）

森林法の運用について（昭和37年11月14日付け 37林野第2349号）

- 1 森林法（以下「法」という。）第5条の規定により、地域森林計画をたて、またはこれを変更する場合には、所轄の経済産業局長の意見を聞くこと。

別紙1

番号	対象計画区・項目	意見等	回答・対応
1		<p>&lt;東北経済産業局&gt;            計画区域内の鉱業権が設定されている区域では、鉱業の実施に支障ないよう配慮すること。</p>	<p>&lt;森林計画課&gt;            「森林の整備及び保全の基本方針」P10に記載のとおり、適切な管理を行い、災害防止等に努めます。</p>

番号	対象計画区・項目	意見等	回答・対応
1	I 計画の大綱 2 全計画の実行結果の概要及びその評価 (4) 基幹路網の開設又は拡張 P5 「～林道開設計画については、森林整備計画等を優先する路線を中心に進めたため実績は減少しています～」	<b>&lt;高木委員&gt;</b> 何と比較して減少しているのでしょうか？ 26.5kmの計画に対し、33.5kmの実績なので26%の増加だと思います。	<b>&lt;森林計画課&gt;</b> 増加しております。 「林道開設計画については、森林整備計画等を優先する路線を中心に進め、実績が増加しています。拡張計画については、市町村の要望を基に、引き続き計画的な事業を執行します。」と修正させていただきます。
2	「阿武隈川地域森林計画」 第3 森林の整備に関する事項 2 造林に関する事項 (1) 人工造林に関する指針 ア 人工造林の対象樹種に関する指針 P20 「～特定苗木などの成長の優れたエリートツリー（第2世代精英樹等）等の苗木や～」	<b>&lt;高木委員&gt;</b> 特定苗木は間伐等特措法に基づき指定された特定母樹から生産・供給される苗木であり、エリートツリー（第2世代精英樹）品種の立木が特定母樹に指定されることはありますが、特定苗木の全てがエリートツリー由来ではなく、また実際に供給されるのは特定苗木なので、「～特定苗木などの成長の優れた苗木や～」と改めるべきと考えます。	<b>&lt;森林計画課&gt;</b> 特定苗木は後述の「花粉の少ない苗木」に含まれることから、文言を削除し、全国森林計画に即した表現に合わせて、「成長に優れたエリートツリー（第2世代精英樹等）等の苗木や花粉の少ない苗木の増加に～」と修正させていただきます。
3	「阿武隈川地域森林計画」 6 委託を受けて行う森林の施業または経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項 (6) その他必要な事項 ウ 持続的な吸収源対策 P39 「～効率的な間伐等の実施、エリートツリーの種苗生産体制の確立～」	<b>&lt;高木委員&gt;</b> 生産・供給されるのは特定苗木なので、「～効率的な間伐等の実施、特定苗木の生産体制の確立～」と改めるべきと考えます。	<b>&lt;森林計画課&gt;</b> ご意見のとおり「～効率的な間伐等の実施、特定苗木の生産体制の確立～」と修正させていただきます。